

大田原市立黒羽中学校 学校いじめ防止基本方針
～いじめのない学校づくりに向けて～

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止対策

①学業指導の充実

- ・「帰属意識・規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

②道徳教育の充実

- ・豊かな心を育みつつ人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

③人権が守られた学校づくりの推進

- ・人権の大切さを認め合い、自らの言動で他者を傷つけないよう人権感覚を磨いていく。

④保護者や地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針について周知し、PTAや地域と協力して取り組んでいく。

⑤ネット(SNS)いじめへの対応

- ・インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。また、家庭におけるSNSの使用について、適切に指導ができるよう保護者への啓発に努める。
- ・掲示板やブログ等のSNSを介して、個人情報をもやみに掲載したり、他人への誹謗・中傷をしたりしないように指導を徹底する。

(2) いじめの早期発見に関する対応

①いじめアンケートの実施(毎月)

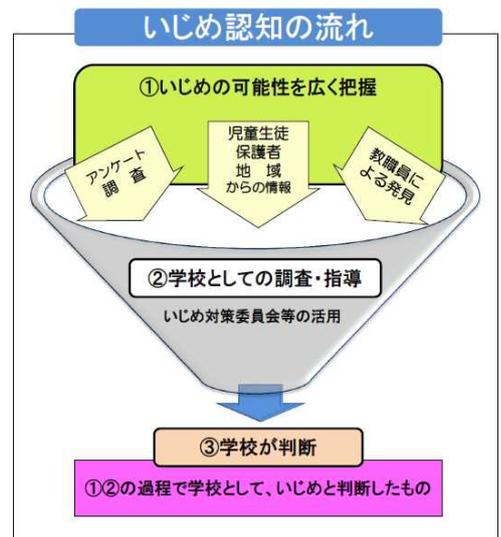
- ・生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- ・悩みを打ち明けた生徒に対しては、すぐに担任を中心とした教職員全体で対応する。

②教育相談の充実(定期相談やチャンス相談)

- ・日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。

③「早期発見シート」を活用し、情報を全職員で共有しながら共通理解のもと全職員で関わっていく。

④SC(スクールカウンセラー)やSSWR(スクールソーシャルワーカー)と情報を共有できる体制を整える。



(3) いじめ(ネットも含む)への対応

いじめを発見した(情報を受けた)場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会とも連携しながら当該いじめの解決に取り組む。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

「いじめ対策委員会」 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭
※必要に応じて…SC(スクールカウンセラー)、SSWR(スクールソーシャルワーカー)等